

①「臨時班」という制度が出来た年数と、常設班以外にこのような臨時班が発足した経緯・理由を教えてください。

（答）

お尋ねの「臨時班」については、令和5年5月25日参議院法務委員会において、政府参考人が「平成二十二年四月以降、その難民認定申請から六か月経過後、難民認定手続が完了するまでの間、原則として就労を認める運用、これを開始したことに伴って、就労等を目的とする濫用、誤用的な難民認定申請が急増して、真の難民の迅速な保護に支障が生じる事態になったことから、平成二十八年以降、迅速かつ公正な手続を促進するために、臨時的措置として、難民認定制度に関する知識又は経験の豊富な三人の参与員によって編成される臨時班に審査を行っていただくという、そういう取組を行ったということをございまして、その趣旨からして、その臨時班というのはその都度その都度で臨時的な措置として班体制を組んで審理に当たっていただいていると、そういう取組でございます。」と答弁しているとおりです。

②臨時班が存在することを常設班の人たちは知らなかったと言っているが、臨時班はどのような位置づけであり、広く参与員には知らされていなかったのか、どのような事情なのかを説明してください。

（答）

臨時的措置として、常設班とは別に臨時班を設置する取組については、平成28年9月9日に開催された難民審査参与員協議会において周知しており、その後も必要に応じて同協議会において周知しているところです。

③この臨時班の設置は今後も継続し、難民審査を行う計画か。

（答）

臨時班に迅速な審理が可能かつ相当な事件を重点的に配分する取組については、審査請求全体における事件の処理状況等を踏まえつつ、その継続の必要性を判断していくこととなります。

④改めての質問になりますが、常設班の班数と臨時班の班数、並びに常設班が2022年に処理した難民申請処理件数と、臨時班のその処理件数を教えてください。

（答）

班数については、年間で変動するため、お答えすることは困難です。

また、お尋ねの「臨時班」のうち、迅速な処理が可能かつ相当な事件が重点的に配分された臨時班に関し、令和4年の不服申立て処理数（事件が終止とされたものを除く。）のうち、同班に構成された参与員が関与した事件数は、3,065件です。

その余のお尋ねについては、統計を取っていないため、お答えすることは困難です。

（注）本回答の記載の数値は、当庁の保有する関係記録から確認できる範囲で、取り急ぎ集計した速報値です。

⑤日本で生まれ、あるいは日本で育った子どもたちの処遇について、通常国会で議論となったところ。現在、この子どもたちのステータスをどうしていく方針か。どのような配慮をするのか。個別ごとに、それぞれ対応状況が異なるのかもしれないが、子どもたちの権利を最大限尊重すべきであり、彼らの保護者も含めた対応が重要と考えるので、方針を教えてください。

(答)

お尋ねの件については、現在、検討しているところです。